

議第46号

三島市職員の退職手当支給に関する条例等の一部を改正する条例案

(三島市職員の退職手当支給に関する条例の一部改正)

第1条 三島市職員の退職手当支給に関する条例(昭和37年三島市条例第13号)の一部を次のように改正する。

附則第3項中「100分の87」を「100分の83.7」に改める。

(三島市職員の退職手当支給に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 三島市職員の退職手当支給に関する条例の一部を改正する条例(昭和48年三島市条例第19号)の一部を次のように改正する。

附則第3項中「100分の87」を「100分の83.7」に改める。

(三島市職員の退職手当支給に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 三島市職員の退職手当支給に関する条例の一部を改正する条例(平成18年三島市条例第11号)の一部を次のように改正する。

附則第2条第1項中「100分の87」を「100分の83.7」に、「104分の87」を「104分の83.7」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

平成30年2月20日提出

三島市長 豊岡 武士